

市議会の流れ

▶ 定例会は年に4回(3・6・9・12月)開催され、次の流れで行われます。

本会議 1 日目(初日)

[会期の決定、議案の提案説明]

議案の提案者<市長等>が内容について説明します。

本会議 2・3・4 日目

[一般質問]

各議員が市政全般について、事務の執行状況や方針等について質問をします。現在、質問時間で30分として、一括質問方式(質問回数3回)と一問一答方式(質問回数無制限)で行っています。なお、発言通告一覧表を傍聴者に配布しています。

本会議 5 日目(中日)

[議案に対する^⑤質疑、^⑥委員会付託、一部即決]

議案に対する質疑を行った後、議案の審査を所管の委員会へ付託します。申し合わせなどにより、委員会への付託をしない議案は、中日で即決します。

常任委員会・特別委員会

[委員会審査]

付託された議案について、専門的かつ能率的な審査を行い、委員会として賛成、反対を決定します。

本会議 6 日目(最終日)

[委員長報告、委員長報告に対する質疑、^⑦討論、^⑧表決]

各常任委員会や特別委員会の委員長が、委員会での審査結果などを報告し、議員はその報告に対して質疑を行うことができます。その後、議案について「賛成」「反対」どちらかの立場で議員が意見を述べ、討論を行います。最後に表決をし、議案に対する議会としての最終的な意思を決定し、閉会します。



⑤質疑

議題となっている案件に対して、わからないところをたずねること。
(本会議において、同一議題につき、同一議員ができる質疑は3回までです。)

⑥付託

議会の議決を要する事件について、議会の議決に先立って、詳しく検討を加えるために、所管の委員会へ審査を委託すること。

⑦討論

表決の前に、議題となっている案件に対して、賛成か反対かの自己の意見を表明すること。
(討論は、案件に対して反対する人から行います。)

⑧表決

議長が宣告した案件に対して、議員が賛成・反対の意思表示をして、可否を決定すること。

市議会を見るには

市議会を傍聴することができます

本会議は議場（本庁舎3階）で行われており、どなたでも傍聴することができます。

市議会の活動を知るためにも、ぜひ傍聴にお越しください。

【申し込み方法】

傍聴を希望される方は、傍聴受付票に住所・氏名・年齢を記入し、傍聴券を受け取り、傍聴してください。



議場の傍聴席

傍聴以外にも市議会を見る方法があります

市役所ロビー（本庁舎1階）で議会中継をご覧いただけます。



市役所ロビー

インターネットでも議会中継をご覧いただけます。



ここをクリックすると
ご覧いただけます。

「議会中継」がご覧になれます。

豊川市議会 議会中継 検索

東三河広域連合議会と愛知県後期高齢者医療広域連合議会の議長が
豊川市議会より選出されました。

東三河広域連合議会

5月31日に開催された臨時会において、野本逸郎議員が東三河広域連合議会議長に選ばれました。



愛知県後期高齢者医療広域連合議会

7月25日に開催された臨時会において、太田直人議長が愛知県後期高齢者医療広域連合議会議長に選ばれました。

